

令和2年塩尻市議会3月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年3月6日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第18号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第26号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

議案第27号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第30号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

○出席委員・議員

委員長 平間 正治 君

副委員長 樋口 千代子 君

委員 永田 公由 君

委員 山口 恵子 君

委員 横沢 英一 君

委員 小澤 彰一 君

議長 丸山 寿子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局局長 横山 文明 君

事務局次長 赤津 廣子 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。少し早いですけれども、昨日に引き続きまして総務生活委員会を開会

いたします。本日委員会は委員全員出席でございます。本日の日程につきまして副委員長から申し上げます。

○副委員長 おはようございます。本日の委員会の日程ですが、昨日に引き続き本委員会に付託されました議案について審査をおこないますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは審議に入ります前に財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○財政課長 それではお許しをいただきましたので、昨日永田公由委員から御質問のございました民間保育所の整備にかかわります国の保育所等整備交付金について、内容を御説明申し上げます。予算書の38ページでございます。こちらにつきましては、民間の保育所2カ所の整備に係る国の補助の関係でございます。ここに記載された8,100万円余、また7,000万円余につきましては、それぞれ補助対象の事業費でございます。なお、上段につきましては、令和元年度と令和2年度に事業がまたがっておりますので、令和2年度の予算としては出来高で85%ということで0.85ということになっております。それで、それぞれの負担割合なのですけれども、国が3分の2、県が8分の1、市が12分の1、事業者が8分の1となっております。なお、県の補助につきましては、8分の1となっておりますけれども、交付限度額が400万円と定められておりますので、金額にいたしますと、国庫支出金につきましては予算書のとおり9,321万8,000円でございます。県につきましては740万円。市の負担につきましては1,165万4,000円。事業者の負担につきましては県の上限額との関係がございまして、2,755万6,000円となります。説明は以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

それでは、議案審査に入ります。

議案第18号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 議案第18号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第18号令和2年度国民健康保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。予算書の343ページになりますので、お願いをいたします。こちらにありますように、令和2年度予算の総額は歳入歳出それぞれ66億9,430万7,000円で、前年度対比マイナス2.84%、額にしまして1億9,609万7,000円の大幅な減となります。その大きな要因としましては、被保険者の減少に伴い税収は若干減るのですけれども、支出をします事業費納付金が1億6,000万円余り減ることによるものです。

それでは歳出から説明をさせていただきますので、予算書359、360ページをお願いします。こちらまず1款1項1目の一般管理費ですが、説明欄の白丸、国保事務諸経費の主なものには人件費のほか、下から9つ目になります。電算化共同処理事務委託料から国保情報集約システム運用委託料まで、それぞれいずれも長野県国保連合会への委託料として支払っているものです。その下、税情報等システム改修委託料368万円は、マイナンバーカードによる健康保険の資格確認がいよいよ令和3年3月から始まるために伴いまして、そのシステム改修と、被保険者証と高齢受給者証が本年8月1日から一体化することになりますので、それに伴うシステム改修としまして、(株)電算に委託をするものであります。

2目になります。2目連合会負担金は長野県国保連合会への負担金260万9,000円となります。

その下、2項1目賦課徴収費では、備考欄1つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものとしましては人件費のほか、次のページになります。361、362ページの下2つの黒ポツ、税情報等システム使用料330

万8,000円と、その下の黒ポツ、きのうから幾つかありますけれども、基幹系共同化システム利用負担金251万3,000円は、現在システムの再構築を行っておりまして、稼働後の3カ月の利用負担金となっております。

次のページになりますけれども、363、364ページになります。2款保険給付費につきまして、こちら合計額が347ページに戻るようになりますけれども、347ページに総額を記載してあります。保険給付費につきましては47億8,622万2,000円で、一般的な1人当たりの医療費というのは年々増加傾向にあるのですが、被保険者が減少していることから、前年度比マイナス1%、4,799万4,000円の減として見込んであります。

たびたび恐縮なのですが、363ページに戻っていただきまして、1項療養諸費は一般被保険者分と退職被保険者分とに分かれておりまして、それぞれが入院、外来、調剤などの給付費である療養給付費と、柔道整復、コルセットなどの治療用の補装具や、はり、きゅう、あんまなどの療養費に分かれておりまして、さらにレセプトの審査件数に応じて国保連合会へ支払う審査支払手数料と合わせて5つの科目となっております。

2目と4目にあります退職被保険者につきましては、退職者医療制度というものは既に廃止になっておるのですが、経過措置で残っております被保険者も、この3月末をもちまして65歳に全てが到達することによりまして、令和2年度には人数はゼロになるのですが、3月診療分の支払いが翌年度に支払うために、金額のみ若干計上をしてあることになっております。

2項にいきまして、高額療養費につきましては、1カ月分の窓口負担金が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払うものとなっております。

365ページ、4項1目出産育児一時金につきましては2,730万円で、前年度実績によりまして、前年度より10件分の減額として見込んであります。出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円ということになっております。

次のページにいけますけれども、5項1目葬祭費につきましては575万円。前年度より5件分の増額として見込んであります。葬祭費につきましては、1件当たり5万円ということになります。

以上、2款の保険給付費につきましては、4項出産育児一時金と5項葬祭費を除き、県から保険給付費等交付金の普通交付金で交付されることとなっております。

次の369ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が保険給付費の財源としまして本市に求める納付金で、診療報酬の改定の影響などを踏まえまして、令和2年度分の県からの指示額の総額は、大変恐縮なのですが、またページに戻っていただきまして347ページに総額を記載してあります。国民健康保険事業費納付金になりますけれども、上から3行目、17億6,635万9,000円。前年度対比マイナス8.4%、額にしまして1億6,272万7,000円と、大きく減額となっております。こちらにつきましては、県の平成30年度国保会計決算による繰越金を令和2年度の納付金の減算に35億円程度活用していること、また、前期高齢者交付金が26億円増加したことによりまして、県全体の収入が増加しております。それに応じまして市町村に振り分ける事業費納付金が決まってくるので、そちらがそれぞれ全体的に減ったものであります。

次に371、372ページになりますけれども、こちらの事業につきましては、健康づくり課で所管しており

ますので、説明を健康づくり課からいたします。

○健康づくり課長 それでは、予算書371、372ページをお願いいたします。4款保険事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費になります。備考欄白丸、特定健康診査等事業諸経費6,919万円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、生活習慣病の早期発見・予防を目的としまして、医療保険者に義務づけられております特定健康診査と特定保健指導に係る経費となっております。前年度と比べまして特定健康診査の委託料の単価が引き上げられていることなどから、事業全体で370万円余の増額となっております。主なものにつきましては、下から5つ目の黒ポツになりますが、特定健康診査委託料5,800万1,000円につきましては、特定健康診査につきまして集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託するものでございます。委託単価が引き上げられたことから、前年度と比べまして245万円の増額となっております。なお、平成30年度の特定健診の法定受診率につきましては、速報値で45.1%でございまして、前年度から0.3%上昇しておる状況でございます。その下の特定健康診査等データ管理委託料124万8,000円につきましては、特定健康診査の結果データの管理を国保連合会に委託するものでございます。

次に2項保健事業費1目保健衛生普及費になります。備考欄白丸、健康増進事業諸経費465万9,000円のうち、1つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼45万円につきましては、市教育委員会と連携をしまして、命の輝き教室として性感染症等の正しい知識の普及に取り組んでいるものでございまして、市内の全ての小中学校で実施を予定しているものでございます。一番下の黒ポツ、保健推進活動費補助金95万円につきましては、各地区のヘルスアップ委員が行います健康教室などの地区活動に対する補助金となっております。私からの説明は以上です。

○市民課長 それでは、同じページになりますけれども、そちらの下段、保健衛生普及費の備考欄、健康増進事業諸経費、中段の郵便料、医療費通知委託料、ジェネリック医薬品利用差額通知委託料ですが、医療の適正受診を促すため及び確定申告の医療費控除に使用できる医療費通知を年3回、また後発医薬品、ジェネリック医薬品の使用促進によりまして医療費削減を図るために、年2回、使用された医薬品と後発医薬品との差額をお知らせする通知の作成を国保連合会へ委託をしまして、また、その郵便料となっております。

次のページになりますけれども、373ページ、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の補助として1,200万円を計上しております。人間ドックの補助としましては、日帰りのドック1万5,000円、1泊ドック2万円、脳ドック1万円となっております。

次に少しページが379ページまで飛びますけれども、379、380ページをごらんいただきたいと思います。7款1項の償還金及び還付加算金で、1目と2目は国税の過年度還付分となっております。3目償還金のうち、説明欄3つ目の白丸、過年度国民健康保険事業費納付金（退職分）償還金につきましては、平成30年度退職分の保険給付費の確定に伴う償還金となっております。

歳出については以上となります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、予算書349ページまでお戻りいただきたいと思います。349、350ページになります。1款国民健康保険税ですが、前回の平成30年度の税率改定の際、3年間の税率据え置きを基本としておりましたので、令和2年度に適用する税率は現行税率に据え置くこととして計算をしてきております。予算書の1目一般被保険者分、2目退職被保険者分の合計額は13億4,260万3,00

0円を計上いたしました。被保険者が75歳到達によりまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行するなど、被保険者数の減少によりまして、前年度対比マイナス2.1%、2,839万円7,000円の減として見込んであります。

次のページになります。351、352ページになりますが、4款1項1目保険給付費等交付金のうち1節の普通交付金は出産育児一時金と葬祭費を除く保険給付費の全てが県から交付されるものとなっております。2節の特別交付金のうち保険者努力支援分につきましては、市町村の医療費適正化などの取り組みの評価によりまして交付されます。特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、保健指導の事業費に国3分の1、県3分の1を負担するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金のうち1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までにつきましては、法定に基づき一般会計から繰り入れるものとなっております。一番下の6節その他一般会計繰入金5,501万1,000円は、特定健康審査等の保険事業費繰入金などのほか、福祉医療費給付金を現物給付としたことに伴う国庫負担金の減額調整分62万5,000円が含まれております。

次のページになりますけれども、353、354ページにいきまして、2項基金繰入金につきましては、主には国保税率を据え置くことによる収入と標準保険税率を適用した場合の収入との差額を埋めるために必要となります。国保財政調整基金からの繰り入れで、8,728万2,000円を計上してあります。国保特別会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○副委員長 特定健診の受診率は上がってきているわけですが、先ほどの保険給付費の説明で、被保険者数は減っているけれども1人当たりの医療費が上がっているという御説明でしたが、1人当たりの医療費が上がっている要因はどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり課長 1人当たりの医療費が増加傾向でありますけれども、一つの要因とすると重症化であったりとか、早期発見が遅れているというようなことで重症化によって医療費が上がっているというようなことが想定されております。

○副委員長 重症化についてはよく理解できますが、早期発見の遅れというものの対策はどのようにお考えですか。

○健康づくり課長 現在未受診者対策ということで、どういうところをターゲットに未受診者の勧奨をしていけばいいかということで対策を講じているわけでありまして、国保の運協の委員からもこの受診勧奨の本来に必要な人はこの健診を受けたことがない人だというふうに言われておまして、今年度も長年にわたって健診を受けていない方に受診勧奨をするなど、そんなところをターゲットにして受診勧奨をして、できる限り早期に体調の不調を見つけられるような勧奨をしているところでございます。

○副委員長 わかりました。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 372ページ、医療費通知、年に3回通知を出していただいておりますが、これの目的についてお聞きします。

○市民課長 係長から詳細を説明させていただきます。

○**国保年金係長** 医療費通知につきましては、医療の適正化の観点から、本人に医療機関名、日数、金額が載ったものになっているのですけれども、主には不正請求の防止も含めた、そういったところを目的として出しているところがございます。以上です。

○**山口恵子委員** その関係で、実際に送られた医療費通知と自分が医療機関で支払った料金が時々違うという声もお聞きするのですけれども、不正請求の件で、実際にどういった状況が把握されているのかお聞きします。

○**国保年金係長** 今塩尻市のほうで被保険者の方から、そういう不正請求の疑いがあるという案件は、近年は特に上がってきておりません。ただ、近隣市、松本市等においては、昨年度の医療費通知において、そういう不正請求と思われるという市民からの問い合わせもあったという事実もございますので、引き続き医療費通知によりまして適正化に努めてまいりたいと考えているところです。

○**委員長** ほかにございますか。

○**議長** 372ページの健康増進事業諸経費の中のエイズ予防教室講師謝礼とありますが、先ほど全小中学校で予定をしているということですが、令和元年度はどのような内容だったのか、小学校と中学校でまた違うのか、その辺お聞かせください。

○**健康づくり課長** この命の輝き教室でございますけれども、助産師等にお願いをしまして、命の学習であったりとか、性感染症についての基礎を学ぶというようなことを小学校で行っております。また、中学校におきましても、当然助産師とかを講師にお招きをしてやっているわけなのですけれども、若干内容が、同じ性感染症のお話であっても少し踏み込んだ内容であったりとか、また、特筆するところでは、デートDVについて、この命の輝き教室で取り上げているところもございますので、そんなところを小学校、また中学校の中で対象者に合わせて講師のほうでも配慮をして行っているところがございます。

○**議長** その講師についてですが、非常に親しみやすくわかりやすい内容だという評判を聞いております。地元にも講師はいるわけで、今後とも幼少期からしっかり知識あるいは大切さが伝わるように、これからもぜひ令和2年度もやるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○**永田公由委員** 勉強不足で申しわけないのだけれど、県へ統一されたよね、去年かな、市町村から県へなって、どこがどういうふうに変ったか、そういうところ細かく説明してください。小澤委員除いて、私たちほかの委員会だったもので、去年の予算審査に入っていないもので、県へ移行して県が今度は保険者になったわけですよね。市町村から移って、どういうところがどういうふうに変ったかというのを、きょうは時間があるので説明してください。

○**市民課長** もともと今までの制度にしますと、各市町村それぞれで保健税率、自分のところにかかる医療費をもとに算出をさせていただいて保険料を決めていて、独自で保険料を徴収していたという制度になるのですけれども、今度は全県統一という形になりますので、県が全体の医療費にかかる保険給付費というのを計算をしまして、支払いについてはこのくらいだという計算をします。それは一律になってくるものですから、それを人口案分だとかというものに応じて、各市町村に配分をしてきて、各市町村からはこれを納めなさいという形で来ます。それをもとに各市町村ではそれぞれ保険料を計算をしまして、うちは去年よりちょっと上げないとなかなか県に払う分が賄えないということで保険料を上げたりとかという形をします。ちょっと上げ過ぎだと思ふときには、例えば基金からの繰入金を活用したりとか、保健税率で全て賄うということも考えることはできるのですが、そ

うしますと保険料が一気に上がってしまうので、それを抑えるためにそういったことをするところも出てきております。今までは市で徴収したお金はそのまま市で使って、それを保険給付費に回していたのですが、それを市で徴収はするのですけれども、今度その集めたお金は一括県に納付して、県が全て収入から保険給付費を、逆に支払いをするという形になりますので、市のほうで保険給付費が一気にふえたからといって、補正なりで多くをしなくてもよくなるといいますか、県から給付としてきますので、市のほうでは慌てることなくできるような形になります。ただ、それに応じて県としましては、保険給付費を去年の実績でただ配分をしてしまうと、当然足りなくなったりということがあるものですから、それを見越して保健税率を計算をしまして、市町村に多目に請求しているとは言いませんけれども、適正な額を配分をして、指定をしてきた金額をうちは納めているという形になりますので、財布が本当に市町村から県になったと思っていただいて、支払いも徴収も市がやっていたものを県がやるという形とっていただければと思います。

○永田公由委員 退職者の被保険者がなくなったよね。それも統一されたことによって、退職者の関係はほかへ移ったということですか。

○市民課長 退職者につきましては、基本75歳到達になれば後期高齢者に移るのですけれども、65歳になった時点で、一般国保のほうに入ってきますので、今まで優遇されていたものが通常の一般国保のほうへ含まれるという形になります。その経過措置もこれで終わりますという形になりますので、全てがもう退職という人はなくなり、国保と一緒にするという形でございます。

○永田公由委員 それと、ここにある現行税率と標準税率とあるのだけれど、これはそれぞれの市町村で標準税率に見合っただけでいくという理解でいいわけですか。

○市民課長 そうです。標準税率が県から一律示されますので、それに応じて各市町村が自分のところの税率と比べまして、自分のところは上げるのか下げるのか、どういう政策を打っていくのかというのを決めるような形になります。

○永田公由委員 それと、財政調整基金はそれぞれの市町村で持っていて、適宜に使えるということですか。

○市民課長 基金につきましては、各市町村やり方はそれぞれであります。基金を保有していないところもありますので、そういうところは赤字補填的な形で法定外の繰り入れをしなければできないところも出てくるかと思えます。塩尻につきましては、基金を持っておりますので、平成30年度の税率改定のときに5億円ほどあった基金を、今後どういう形で保険税30%軽減していますので、それに充てていきながら3年間はその基金の中でできるのではないかとということで3年間は据え置くという計算をしております、来年度も基金の減りを見ますと、税率を上げなくても賄えそうだということでこの基金を活用している状況であります。

○永田公由委員 残は、今どのくらいありますか。

○市民課長 昨年末の時点では5億円ほどありました。まだことはあるのですけれども、一応ことしの決算見込みとしましては、3億9,000万円ほどの見込みであります。なおかつ、来年据え置いてありますので、来年度の最終的な基金の見込みとしては3億円程度残るのではないかとということで予定をしております。

○永田公由委員 ありがとうございます。いいです。

○小澤彰一委員 今お尋ねしようと思ったこと、永田委員からありましたので。財政調整基金というものが、もしなくなった場合、一般財政からの補填というのはもうあり得ないということですか。

○市民課長 詳細を係長のほうから説明します。

○国保年金係長 基本的に今の国保制度の改正後につきましては、もともと国保制度の改正の趣旨が、脆弱な国保財政の安定化を図るということで、県単位にすることで安定化をしましょうというのが改正の趣旨だったものですから、基本的に赤字補填を独自で各自治体がやるということは原則禁止を、今、されているのが現状でございます。赤字の団体については、赤字解消計画というものをつくっていく形にはなるのですけれども、現在の制度では、県のほうが設けている財政安定化基金というところがございまして、そこから基金を、県の大きいパイの中から借りて運営をするというのが全体的なルールになっているところでございます。以上です。

○小澤彰一委員 そうすると、先ほど質問があったように、例えば自分の自治体の中で、自分の市なり町の中で、医療機関が少ないところと医療機関が密集しているようなところとでは、使うお金の量というのは違うのですけれども、それは県のほうで調整するという意味なのでしょうか。

○市民課長 おっしゃるとおり、それぞれの医療機関の数も違いますし、医療格差というのは当然あるものですから、それぞれのまず、国保財政のロードマップも今県がつくってございまして、県の統一を目指していくということが言われていますので、それに合わせて県が示した税率を各市町村でいつまでにどこに合わせるかということを今県が目合わせをしているところであります。

○小澤彰一委員 細かいこと聞いて済みません。例えば、県のほうで2月に標準税率を各市町村に提示します。そのときには、そういうことは算定の中に入っているのですか。

○市民課長 そうです。県はそれを承知で、各市町村もそれを承知の上で、標準税率を県から来るのをどのくらいになるかというのを注視していますので、県も当然承知をしていますし、市町村も承知をしております。

○小澤彰一委員 意見みたいになるかもしれませんが、先ほど副委員長がおっしゃったように、重症化という傾向があるというのは、例えば松本まで透析に通わなければならないと、市内ではなかなか十分にできないといった場合に、なかなかできないのでそれが重症化してしまうというようなことがあって、やはり医療格差がそういう重症化ということを招いているのではないかと感じてしまうのですけれども、それは市としては何か手立てというかお考えあるのでしょうか。

○市民課長 市の手立てと言いますより、当然この松本圏域におきましては信州大学病院があったりとか、高度医療ができる医療機関が多いものですから、地域間格差というのは、この中信地区におきましては医療水準は非常に高い形になっております。それに応じて、県単位におきますと、もっと当然低い医療水準のところもありますので、松本圏域だけを見ますと、非常に高い保険料を負担していかなければいけないのですが、県全体として医療費水準を見たときの水準を、県としては何年後に合わせていこうという形で検討しておりますので、医療費水準が高いところは低くなるのか、低いところは高くなるのかということはあるかもしれないのですけれども、そこを各市町村ではそれぞれ説明をしていきながら統一化を目指していきましようということになっております。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 363ページの高額療養費が来年度予算では前年度より減少しているのですけれども、その辺の理由についてお聞きします。

○市民課長 詳細は係長から説明します。

○国保年金係長 医療給付費、全般保険給付費の見込みの方法なのですけれども、当然県のほうで国から示され

る確定係数という診療報酬の改定だとかを含めた保険給付費については、一旦県のほうで見込みをしているところではありますが、実態として塩尻市の現状について、大体平成30年度と当該年度なので本年度の保険給付費の給付状況を踏まえて、市のほうで保険給付費については一応見込みをしているところでもあります。本年度の執行状況を踏まえすと、入院が本年度大分減少をしております、来年度については約2,000万円程度の減額を見込んだというところでございます。以上です。

○山口恵子委員 市全体として医療費はふえていく中で高額療養費の対象の方は少ないということは、医療の手立てが必要な人はふえてきて、金額ではなく、そういった対象になる人がふえてきているという考え方でよろしいですか。

○国保年金係長 高額療養費の制度は、かなり基準がよく変わっているところでございますが、基本的には対象者数についてはふえているのは事実ですけれども、実際本年度の予算と比較しますと、全体の予算額としては、本年度決算を打てばちょっと剰余金が出てくるという。入院が平成30年度についてはかなり高く、当然入院される方というのは高度医療を受けられるので、高額療養費として支給する分がふえます。ただ、平成31年度につきましては、高額療養費の対象になるような大きな入院をされる方が減少傾向でございましたので、そういったところを踏まえて、来年度の予算については若干減を見込んだというのが現状なのですが、高額療養費の対象の方自体は、毎月400件ほど出てきておりますので、微増傾向であることは事実でございます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 歳入のところで、352ページの保険者努力支援制度についてお聞きしたいと思います。今までは加点方式でこの保険者努力支援制度で交付金があったのですが、今後マイナス方式に変わったということで、塩尻市の状況だと、どの辺がマイナスになっているのかお聞きします。

○国保年金係長 保険者努力支援制度で、塩尻市のほうでマイナス点を受けているものは現時点ではございません。マイナス点については議会の答弁でもありましたけれど、例えば、赤字補填の繰り入れをされていて赤字解消計画を定めていない自治体だとか、そういったところはマイナス点、要は本来30点あったところでも10点引かれてしまうとか、そういう仕組みになっております。保険者努力支援制度については、当然先進的な取り組みのところに点数が多く組み込まれているということで、今は介護と保健予防の一体化だとか、そういったところの取り組みに重点が置かれてきているところも事実ですし、あと重症化予防、そういったところの点数が高くなってきているのが事実です。毎年加点が変わっていきますので、塩尻市のほうでも、できるだけ先進的な取り組みに入るように努めていきたいというところがございます。以上です。

○山口恵子委員 このポイントの12の指標がある中で、市民への健康づくりのためのインセンティブをつけるということで、来年度から塩尻市も健康ポイント制度が始まりますが、そういった制度もこの努力支援制度の交付金にいい影響を示していけばいいかなというふうに思っているのですが、その辺はどのように判断されていますか。

○国保年金係長 保険者努力支援制度の算定方法を単純にちょっと申し上げますと、2019年度の本年度においては、来年度2020年度の取り組みを評価してお金をいただくという形になります。なので、本年度の当初予算の352ページにあります3,324万円ほどについては、本年度算定をして、来年度の取り組みを評価しておりますので、山口委員のほうでありましたインセンティブの関係は、新たに点数として加点を取れている部

分として算定をさせていただいているところであります。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第18号令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め議案第18号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 それでは次に議案第22号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、予算書460ページをお願いいたします。議案第22号令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算について説明をさせていただきます。こちらにありますように、予算の総額につきましては8億3,341万6,000円で前年度対比プラス6.8%、5,279万円の増額となっております。後期高齢者医療制度につきましては、県に設置されました長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保険事業など制度の全般を担っております。市町村はこれに対して協力して事務を行う形となりまして、市町村では被保険者からの各種申請や届け出の受け付け、保険証等の引き渡し、保険料の収納、広報、相談業務など、窓口業務を中心に担当しておりまして、徴収した保険料は納付金として広域連合へ納付しております。

それでは歳出から説明をしますので、470、471ページをお願いいたします。471ページになりますが、1款総務費は職員人件費などの1目一般管理費とシステム使用料などの2目徴収費となっております。

一般管理費につきましては、説明欄5つ目の黒ポツ、特別旅費につきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名派遣しておりますので、その職員に対する旅費となっております。

また、徴収費では、説明欄下から3つ目の黒ポツ、後期データ連携パソコン導入委託料は、広域連合の標準システムと本市の基幹系システムとの間におきまして、所得や資格データの連携を自動で行うための端末を新たに導入するための委託料となっております。

2款1項1目広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れる保険料軽減相当額を広域連合へ納付するもので、8億2,147万1,000円で前年度対比プラス6.6%、5,089万円の増額となっております。

次に466、467ページをお願いいたします。歳入になりますけれども、466ページ、1款後期高齢者医療保険料は広域連合の試算におきまして、6億6,240万円で、被保険者数の増加、保険料率の改定によりまして、前年度対比プラス7.6%、金額にしまして4,690万円の増額となっております。

3款1項一般会計繰入金は事務費と保険料軽減相当額の繰入金で、合計で1億4,733万4,000円を計上し、そのうち保険基盤安定繰入金につきましては、歳出で説明したとおり全額を広域連合へ納付いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の説明については以上となります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○永田公由委員 この保険料の徴収はほとんど年金受給者だと天引きだが、そういうことですか。

○市民課長 そうです。年金からの天引きする特別徴収になっております。

○永田公由委員 その中で900件近い人の督促手数料を計上してあるのだけれど、やはり払えない人はいるのですか。

○市民課長 こちらにつきましては、年金からの特別徴収ではなくて、普通徴収と言われる納付書で納める方の納め忘れというのが結構ありますので、そちらに対するものとなっております。

○永田公由委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了します。自由討議ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第22号令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費、8目後期高齢者医療運営費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正

○委員長 次に議案第26号令和元年度塩尻市一般会計補正予算を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは50、51ページ以降の歳出からお願いをいたします。歳出全体を通しまして人件費、それから臨時職員賃金の関係でございますけれども、多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費関係の内容につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容について、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。人件費関係について、年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬、それから臨時職員賃金につきまして補正をお願いするものでございます。以上でございます。

では続きまして、議会費は飛ばさせていただきまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の一番右側、説明欄の白丸、職員給与費、最初の黒ポツでございますけれども、一般職手当6,500万円につきましては、一般退職によります職員の退職手当が不足することから、増額をさせていただくものでございます。

次の白丸、法制執務費、平和記念事業費、庁舎施設管理費、車両管理諸経費、契約事務諸経費につきましては、いずれも事業費の確定及び決算の見込みに伴う補正減となっております。私からは以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして52、53ページをお願いいたします。一番上の白丸、固定資産評価審査委員会費の固定資産評価審査委員の報酬でございますが、令和元年度の固定資産税の課税台帳に載っている評価額に対する審査の申し出がございませんでしたので、その分の報酬の減額となりますので、よろしくをお願いいたします。固定資産のほうにつきましては、以上になります。

○**経営戦略課長** 続きまして、2目秘書広報費につきましては、広報広聴活動事業のそれぞれ事業費の確定に伴います減額であります。以上です。

○**会計管理者** 3目会計管理費でございますが、歳出の補正はございませんが、歳入のほう、財源となっております諸収入の県収入証紙売りさばき手数料の減額補正に伴いまして、財源の振りかえたものでございます。以上です。

○**財政課長** 続きまして、5目財産管理費につきましては2,129万1,000円の増額でございます。主なものにつきましては、1つ目の白丸、基金積立金のうち、利子積立金につきましては決算見込みに基づきまして補正するものでございます。そのほか、下から4つ目の黒ポツ、森林環境保全基金元金積立金、その下の知恵の交流基金元金積立金、1つ飛びまして、協働のまちづくり基金元金積立金につきましては、ふるさと寄附の決算見込み、また法人等からの寄附を積み立てるものでございます。また、下から2つ目の黒ポツ、循環型社会推進基金元金積立金につきましては、塩尻市森林公社からの寄附金1,700万円を基金へ積み立てるものでございます。私からは以上でございます。

○**地方創生推進課長** おめくりいただきまして54、55ページになります。6目企画費になります。説明欄白丸、シティプロモーション事業でございますが、こちら2件ともふるさと納税にかかわる経費の増額になります。後ほど歳入の説明あると思いますが、今年度末のふるさと納税の収入額6億2,400万円を見込んでおりますので、それに伴う返礼品のお金、それからポータルサイトの特設案内の使用料の増額を要求したものでございます。

続きまして白丸、移住定住促進事業、同じくシビックイノベーション推進事業ですが、地域おこし協力隊員の報酬の実績に合わせて減額するものでございます。

次の白丸、官民連携共創事業、工事等負担金2億3,000万円でございます。こちらの補正でございますけれども、1月25日に竹中工務店と締結した地域連携協定において、市と竹中工務店と連携して取り組む3つの事業がございますが、そのうちの歴史的建物活用まちづくり事業において、奈良井宿の旧民宿ほいほいと旧杉の森酒造の2件を新たな観光拠点として整備するものでございます。旧民宿ほいほいにおきましては宿泊施設、杉の森酒造につきましては宿泊、レストラン、温浴施設にそれぞれ改修するものでございます。ここで計上しております2億3,000万円でございますけれども、2件のうちの旧杉の森酒造の改修のうち、レストランと温浴施設を整備するものでございます。2億3,000万円の内訳でございますが、レストラン、温浴施設の改修本

体工事として1億円、電気・機械設備工事で8,200万円、実施設計・設計管理で3,000万円、両施設の什器・備品等購入費で1,800万円でございます。なお、この2億3,000万円の財源内訳でございますけれども、什器・備品等購入1,800万円は地方創生推進交付金を活用させていただきます。2分の1が交付金、残額900万円につきましては一般財源ではございますが、例年ですと、この一般財源につきましては特別交付税で56%措置されるということになっております。残る改修工事の本体2億1,200万円は、地方創生拠点整備交付金を活用させていただきます。2分の1、1億600万円が交付金、残る1億600万円は一般補助施設整備等事業債、通称補正予算債と呼ばれておりますけれども、こちらの起債を充当させていただきますが、この償還につきましては、普通交付税が50%ほど充当される見込みでございます。本会議でも説明させていただきましたが、旧杉の森酒造におけるレストランは地産地消の洋食系のレストランを想定しており、まきストーブの設置や木質での改修、それから木質製品の什器などを整備してまいります。また、温浴施設は木質バイオマスボイラーの活用を予定しております。このようなことから、本協定の理念である森林グランドサイクルの創出に向け、地域の森林資源の利活用、バイオマス燃料等の地域内循環のモデル施設として、こちらの整備については塩尻市森林公社が主体となって整備をするため、このたびこの工事等負担金を支出するものでございます。なお、ほいほいと旧杉の森酒造2件の宿泊部分の改修につきましては、資金調達も含め民間側で全て整備するものでございます。今回のこの改修にあたり、森林公社と竹中工務店が出資をして、施設改修を目的とした新会社を設立していく予定でございます。また、運営につきましては、運営を目的とする別会社を新たに設立して、民間のノウハウを活用して施設のテナント的運営をしていく予定でございます。施設改修を目的とした新会社は3月の設立予定を目指しております。今後のスケジュールでございますけれども、2件の物件の現地調査を現在しているところでございます。この春、なるべく早い時期に改修の着手の予定をしておりますが、2件の改修に当たり、県の建築審査会の案件となる可能性が高いものですから、その場合においても、遅くも6月から7月には改修工事に着手、いずれにしましても令和2年度中の竣工、翌令和3年度の春以降のオープンを想定しております。最後になりますが、地元とのかかわりについてでございますが、本会議でも御説明したとおり、奈良井宿と奈良井観光協会と、これまで数回、説明会や意見交換会を行ってまいりました。実は、あす3月7日も区で総会がございまして、説明の場所を与えられておりましたが、今回のコロナウイルスの関係で、区の総会自体が延期になりました。ただ、この奈良井宿の事業につきましては、施設の運営、営業にあたり、宿場内の既存の店舗や住まわれている方々の住民の皆様とあらゆる形で連携をしていかなければいけないと思っております。ですので、今後も奈良井区とは十分な話し合いや将来のまちづくりに関する話し合いの場は設けていきたいと考えております。以上でございます。

○情報政策課長 それでは引き続き、7目情報開発費でございます。272万8,000円につきましては、事業費確定に伴う減額となっております。以上です。

○地域振興課長 次の8目地域づくり振興費、ページをおめくりいただきまして、次の9目支所費、いずれも事業費確定による減額をするものであります。以上です。

○総務人事課長 ページをおめくりいただきまして、58、59ページをお願いいたします。12目職員研修費の説明欄の白丸、人材育成事業は事業費の確定による補正減となっております。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、その下の13目防災防犯費をお願いいたします。説明欄、防災施設・設備等整備

事業3, 072万5, 000円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものです。以上です。

○**税務課長** 続きまして、60、61ページをお願いいたします。2項徴税費2目賦課徴収費でございますが、こちらにつきましては268万5, 000円を減額するものでございます。最初の賦課事務諸経費、次の固定資産評価替等対応事業、次の徴収事務諸経費につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。以上でございます。

○**市民課長** その下になります。3項1目戸籍住民基本台帳費809万3, 000円になりますけれども、説明欄上の2つの黒ポツは事業費確定による減額であります。その下3つ目の黒ポツになりますが、個人番号カード交付事業交付金につきましては、通知カード、従来から出ています紙の通知カードやマイナンバーカードにかかわる事務費として人口規模や発行件数等によりまして国全体の交付金を案分し、地方公共団体情報システムJ-LISへ支払うものでございますが、その支払いに対しましては、それと同額を国庫補助金として国が負担をするため、歳入におきましても個人番号カード交付事業補助金として同額を増額補正しております。以上です。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。説明欄の白丸、委員会運営等事務費でございますが、選挙システム使用料につきましては、選挙人名簿を管理しているシステムのサーバーでございますが、平成30年12月に5年間のリースを終了し機器を取りかえる予定でございましたが、基幹系のシステムの切りかえが令和3年1月ということがございましたので、そのときまで再リースという形でもたせるという形でしている関係から、使用料の減額という形になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、62、63ページ、それから64、65ページでございますが、昨年執行されましたそれぞれ選挙、参議院議員通常選挙、県議会議員一般選挙、64ページの市議会議員一般選挙につきましては、それぞれ選挙の執行に伴います、精算に伴います補正減となりますので、よろしく願いいたします。

66、67ページのところでございますが、6目財産区議会議員選挙でございますが、これにつきましては、令和元年8月4日に執行された宗賀と北小野の2つの財産区の議会でございますが、それぞれ7人、8人の定数に対しまして立候補が同数でございましたので、無投票となりましたことから精算になりますので、よろしく願いいたします。選挙管理委員会としては以上になります。

○**経営戦略課長** 続きまして、5項統計調査費2目基幹統計調査費につきましては、国勢調査の調査区設定作業に係ります不用経費の減額であります。以上であります。

○**選挙管理・監査・公平委員会事務局長** 続きまして、6項監査委員費1目監査委員費でございますが、監査事務諸経費につきましては、不用額の補正減となりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**市民課長** では、70、71ページになりますけれども、3款民生費1項7目国民健康保険総務費は説明欄の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金697万1, 000円の減額となっております。こちらは保険税軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰出金の額が確定したことによるもののほか、出産育児一時金などの繰出金の減額に伴うものとなっております。

その下、8目後期高齢者医療運営費の1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合への負担金の確定によりまして、3, 054万6, 000円の減額となっております。2つ目の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険料軽減額の確定によりまして114万3, 000円の増額となるものです。以上となり

ます。

○生活環境課長 それでは飛びまして、76、77ページをお願いいたします。5目環境衛生費以降でございます。77ページの下の段の白丸、環境衛生事務諸経費以下、次の78、79ページをお開きいただきまして、79ページの上の白丸、地区衛生推進事業以下、中段の白丸、合併処理浄化槽設置事業及び一番下のし尿処理施設管理費は水道事業部でございますので、それらを除く事業、次の80、81ページをお開きいただきまして、81ページの上から2つ目の白丸、資源リサイクル推進事業まで、事業の確定、決算見込みによる減額でございますが、上の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業の2つ目の黒ボツ、証紙売りさばき手数料113万1,000円及び3つ下の黒ボツ、ごみ袋出荷管理票貼付委託料19万5,000円につきましては、ごみ処理手数料の一部を市民の皆さんに御負担いただいておりますけれども、証書を印字した証紙つき指定ごみ袋は卸問屋を通じまして登録された各小売店へ販売をされております。卸問屋が証紙つき指定ごみ袋を購入し証紙代金を納付する際、証紙売りさばき手数料として証紙代金の10%を卸問屋にお支払いをしておるものです。また、証紙つき指定ごみ袋は、1セットの外装袋に卸問屋ごとに6桁の証紙出荷管理票が張りつけられることによりまして、正規のルートで流通をしているということになりまして、出荷管理票1枚につき5円の張りつけ料を袋製造会社に委託料として支払うものでございます。昨年前半期にごみ袋の多量購入がございまして、処理手数料の歳入の増額とともにこの支出が必要となり、増額の補正をお願いするものでございます。説明は以上です。

○危機管理課長 それでは飛びまして、92、93ページをお願いいたします。9款消防費1項2目非常備消防費、説明欄の白丸、消防団諸経費1,130万5,000円の減額、その下の3目消防施設費の白丸、消防施設整備費16万8,000円の減額は、それぞれ事業費の確定による減額であります。以上でございます。

○財政課長 それでは飛びまして、108、109ページをお願いいたします。12款公債費につきましては、元金及び利子、それぞれにつきまして決算見込みに基づく減額でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、お戻りをいただきまして18、19ページをお願いいたします。歳入全般におきましても、額の確定、または決算見込みによる補正でありますので、主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税につきましては、1月の調定額と徴収見込み率から決算額を見込みまして補正をするものでございます。1目個人市民税につきましては、納税義務者の増加などによりまして、8,600万円の増額。2目法人市民税につきましては、製造業の若干落ち込みがございまして、6,800万円の減額。2項1目固定資産税につきましては、新築家屋、償却資産の増加などによりまして、1億7,700万円を増額するものでございます。

おめくりいただきまして、20、21ページをごらんください。2款からの地方譲与税及び交付金等につきましては、額の確定によりまして、それぞれ予算額との差額を補正するものでございます。

それでは飛びまして、24、25ページをお願いいたします。11款地方交付税のうち普通交付税につきましても、予算額と交付決定額との差額1億8,621万7,000円を増額するものでございます。

おめくりをいただきまして26、27ページをお願いいたします。14款の使用料及び手数料につきましても決算見込みによるものでございます。1項2目の民生使用料の保育料につきましては、未満児の利用が見込みを上回ったということによるものでございます。

おめくりをいただき、28、29ページをお願いいたします。2項3目2節の清掃手数料の2つ目の黒ボツで

ございます。廃棄物処理手数料につきましては1, 131万3, 000円の増額でございますけれども、先ほど歳出で説明がありましたように、ごみ袋の販売が当初見込みを上回ったということによるものでございます。

おめくりをいただき、30、31ページをごらんください。15款国庫支出金につきましては、歳出の補正に伴うものなどでございます。うち、2項1目1節総務管理費補助金の2つ目の黒ボツでございます。地方創生拠点整備交付金1億600万円及びその下の地方創生推進交付金900万円の増額につきましては、歳出で御説明を申し上げました官民連携共創事業に伴う国2分の1の補助でございます。

おめくりをいただきまして、32、33ページをお願いいたします。5目1節農業費補助金のうち農業農村整備事業補助金2,939万2,000円の増額につきましては、国の補正予算に対応して前倒しをいたしましたため池耐震化事業に伴うものでございます。

また、7目1節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金（道路）につきましては、保育園児等の散歩コースに係ります交通安全施設整備事業の前倒し、また除雪対策事業、道路関連事業の補正に伴うものでございます。

8目教育費国庫補助金のうち1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金のうち公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、こちらの増額につきましては、国の補正予算に対応いたしまして小中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備することによるものでございます。

2つ飛びまして6節体育施設費補助金の学校施設環境改善交付金1億9,234万8,000円につきましては、国の補正予算に対応いたしまして新体育館建設事業のうち補助対象分を前倒したことによるものでございます。

おめくりをいただきまして34、35ページをお願いいたします。16款県支出金につきましても国庫支出金同様、歳出の補正に伴うものでございますので、飛びまして38、39ページをお願いいたします。

17款財産収入のうち1項2目1節の利子及び配当金につきましては、歳出で申し上げましたとおり基金の利子収入を補正するものでございます。

おめくりをいただき40、41ページをお願いいたします。17款2項2目の物品売払収入420万3,000円の増額につきましては、不要となりましたマイクロバス、また消防積載車などを官公庁オークションにより処分したものでございます。

18款寄付金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、ふるさと寄附の決算見込みまた森林公社などからの寄附によるものでございます。

19款2項1目の基金繰入金につきましては、可能な限り基金からの繰入れを減額したところでございますし、1節の財政調整基金繰入金につきましては、全額となります5億9,400万8,000円を減額したものでございます。

20款繰越金につきましては、これまでの補正においても財源として計上してまいりましたが、なお残額の1億9,094万5,000円を補正するものでございます。

おめくりをいただきまして42、43ページをごらんください。21款諸収入につきましてもそれぞれ額の確定または決算見込みによるものでございます。

飛びまして46、47ページをお願いいたします。22款の市債につきましては、15款国庫支出金で申し上げました事業のほか起債対象事業の確定などによるものでございますのでお願いいたします。

それでは、お戻りをいただきまして7ページをお願いいたします。7ページ第2表の繰越明許費でございますけれども、国の補正予算に対応したもののほかそれぞれの事業の進捗状況などによりまして、ごらんをいただいております17事業を令和2年度に繰り越すものでございます。

おめくりをいただきまして8、9ページをごらんください。8ページから14ページまでの第3表地方債補正につきましては、事業費の確定などに伴いまして起債の限度額の変更または追加をするものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、10分間休憩といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時21分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

質疑を行います。委員の皆さんから質問ございましたらお願いいたします。

○永田公由委員 55ページの官民連携共創事業について、古畑課長のほうからいろいろと説明をいただいたのですが、市が財政負担するのは単費で5,300万円という理解でいいわけですか。

○地方創生推進課長 地方創生拠点整備交付金の起債の部分が5,300万円で、これは多分起債期間が長く20年の償還みたいな形になろうかと思いますが、それともう1つ推進交付金のほうの900万円がありまして、これは一般財源なのですが、特別交付税で毎年ですと56%措置されますので、44%分が一般財源、約390万円ほどになりますけれども、これが市の一般財源という数字上はなります。以上です。

○永田公由委員 それで、これだけ市が負担して竹中工務店はどのくらい出すわけですか。

○地方創生推進課長 現在の想定であります。2件の宿泊部分の改修として3.3億円を想定しております。ただこちらのほうは、先ほど県の建築審査基準の話がありまして、場合によっては若干もう少しふえる可能性もあるというふうに聞いております。以上です。

○永田公由委員 それで、この改修については森林公社と竹中で会社を立ち上げてやるということなのですが、例えば森林公社から取締役なり役員として何人を入れるのか、それと会社自体の規模はどういった規模になるのか、わかっていたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 現在そのところを最終調整に入っております。森林公社からは役員として今想定しているのは1人から多くても2人なのかなというような形で、竹中側のほうは今、社内調整をしているので、まだはっきり出ておりません。以上です。

○永田公由委員 そうすると、この新しくできる会社が改修工事をして、できた施設についてはテナントとしてという説明がさっきあったと思うのだけど、いわゆるほかのところにテナントとして貸し付けるという解釈ですか。

○地方創生推進課長 改修会社が改修した後の資産を持ちまして、別に今度運営する新会社も設立いたします。こちらのほうに一般的に言うところ施設利用契約みたいな形にして、その運営会社は利用料をこの改修会社のほうに入れていくというような形になりますので、一番わかりやすいのがウイングロードのテナントみたいな形になると思いますけれども、そのような手法で行きたいというふうに今は想定しております。以上です。

○永田公由委員 そうすると今度、森林公社とつくる会社には毎年のようにテナント料が入ってくるということ
でいいわけですか。

○地方創生推進課長 そのとおりでございます。

○永田公由委員 それで、今運営会社を新しくつくるという話なのですけれども、これには森林公社なり市は出
資をされるわけですか。

○地方創生推進課長 現時点の話で大変恐縮ですが、こちらの運営会社のほうには市及び森林公社は関与しない
方向で今のところ詰めております。以上です。

○永田公由委員 それから杉の森の建物というのは重伝建に指定されていると思うんだけど、この辺の関係
というのは改修に当たってどういうふうになりますか。

○地方創生推進課長 先ほど言いましたとおり、県の建築審査会のほうの案件になった場合に当然建築基準法に
適合していくようなものをつくらなければいけないのですが、今、委員御指摘のとおり、逆に重伝建のほうは保
全をしていかなければいけないという形のもので、実はここが相反している部分が若干ありますので、ここ
のところを県も含めて調整をしていかなきゃいけないという手続が実は残っておりまして、先ほど来ちょっと時期が
はっきりしなくて大変恐縮なんですけれども、そこら辺の調整を実はしていかなければいけない。片方は建築基
準法で押し通さなければいけないところもあるんですが、一番わかりやすいのが、ほいほいなんかも隣の壁と壁
くっついちゃって建築基準法から言うところとちょっとというところもあつたりするので、その改修部分におい
ていろいろ調整をしなければいけないところがあるので、そういう点でいろいろ今後協議が必要かと考えており
ます。以上です。

○永田公由委員 それはクリアできるのですか。

○地方創生推進課長 クリアするように一つ一つ案件を今解決に向けて取り組んでいるところです。以上です。

○永田公由委員 それから、今回の市は負担金として出すわけだね。工事請負とか何とかという議会
のチェックとか市のチェックが入るんだけど、今回はこれについては、いわゆるチェックするのは誰がどうい
う形でできるわけですか。

○地方創生推進課長 杉の森のレストランと温浴施設につきましては、先ほど来説明をしている森林公社のほう
が責任を持って改修をするということになっております。ただ、杉の森の全体の設計及び工事というのが竹中工
務店が絡んでやっていきますので、宿泊部分のところはメインになってくるのですが、そちらの工事業者とあ
わせてという形で経費の節減から含めてやらざるを得ないのかなというふうに考えております。その辺のチェ
ックということになりますと、レストランと温浴施設については当然森林公社のほうに最終的な責任があり
ますが、そのところは今回竹中工務店の設計部が入っている形がありますので、そういうところの管理、
チェック等は技術支援を受けながらやっていくという形になります。以上です。

○永田公由委員 そうすると、森林公社から役員が1人なり2人なり入れるということになると、その人
たちにチェックしてもらうということも可能なわけですか。

○地方創生推進課長 おっしゃるとおり可能でございます。

○小澤彰一委員 関連して伺いたいんですが、まずは基本的なことなんですけど、これは3層構造になっ
ています。地権者だとか建物の所有者である平野さんと、それから改修工事を請け負う森林公社、竹中工務店及び市、

それから運営会社ってなっているのですが、部門としては3部門に分かれていて、レストランそれから宿泊施設それから温浴施設、この温浴施設には多分発電の関係の業務も入ると思うのですが、この住み分けというのですか、私のイメージとしては改修する会社というのは1つのものであって、出資をしたお金というのがその会社の中で運営されるのだというイメージなのですが、森林公社がどこかを担当して竹中工務店が何とかを担当するとなると、もし何かあった場合、例えば火事があったとか、あるいはどこかが不採算部門になって閉じなければいけないとか、そういうときの責任関係というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○**地方創生推進課長** 今、委員御指摘のとおり、改修会社と運営会社それぞれ2つで役割を分けてございます。レストランと温浴のほう、責任を持って森林公社が改修はするのですが、先ほども言いましたとおり一体の改修整備が必要ということになりますので、主になってやるのは、この施設改修の会社が最終的な責任になってまいります。個別の個々のリスクヘッジにつきましては現在各項目を挙げております。これは平野さんとの契約も含めてもそうなのですが、基本的な責任は施設改修の会社が負うと、運営に関する責任においては運営会社のほうが責任を負うという形でやって今調整を進めているところでございます。以上です。

○**小澤彰一委員** さらに運営会社はこの3つの分野を全部一括して運営するという意味なんですか。

○**地方創生推進課長** 3つの用途、レストラン、温浴、宿泊部分を全て運営するというところでございます。以上です。

○**小澤彰一委員** そうしますと、運営会社のほうで例えば温浴施設に使った木質チップ、ガス式だというふうに聞いていますけれど、その発電からの売電の業務から宿泊に関するスタッフだとか、あるいは予約だとか、あるいはレストランの全ての運営スタッフも含めた全部の運営がこの運営会社にあり、もし例えばレストラン部門が不採算になったりとか、温浴施設で何か事故があったりとかっていう場合には、この運営会社が全て一括して責任を負い運営するという意味なのですね。

○**地方創生推進課長** 新しく設立する運営会社のほうでスタッフ等全て採用をして、今の3つの施設については責任を持って運営するというところでございます。ただ一点、バイオマスの発電の部門に関しましては、実はこれは竹中のバイオマス部門がありまして、ここの部門が設置をするということで今調整をしております。売電につきましてもいろいろ電気、小売りの免許等の問題がございますので、ここについては運営会社のほうでやるのか竹中が単独で売電のところをかかわるかということはまだ協議中でございます。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**横沢英一委員** 93ページの消防団の諸経費の関係で、消防団の退職報償金のところで1,000万円くらい、ここだけが違った理由は何でしょうか。

○**危機管理課長** 係長のほうから説明を申し上げます。

○**危機管理係長** 今回退職報償金関係ですけれども、4月1日付で退職した消防団員が84名いまして、その中で5年以上の方が退職報償金を支払う該当になるのですけれども、その方が54名という形となっております。この額の算出、当初何人退職するか見込めないという中で、一番多く退職されたときの額を算定して予算にしています。以上です。

○**山口恵子委員** 63ページの選挙費に関してお聞きします。昨年の参議院選挙のときと市制施行60周年がちょうど重なりまして、投票した方には立派なカードをつくっていただきました。このカードをできれば市全体で

有効活用していただいて投票率アップにつながられればいいんですけど、それがうまく有効活用されたかどうかというところの評価と今後の対応、対策についてお聞きします。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 この記念カードにつきましては、今まで投票済みの記念カードが欲しいという要望が大分ありましたが、塩尻市のほうでは特別つくってはおりませんでした。ただし今回投票率の向上に向けた令和元年初めての選挙ということで作製をしました。それと引きかえに、実はいつもの選挙ですとティッシュペーパーをかなり用意しておりました。ティッシュペーパー1つにつきます経費は12円から13円かかっているのですが、このカード自体は大体8円くらいということで、逆にそういった意味での経費としては削減したつもりです。ただし記念カードという形にした観点と商店街等との話につきましては、実際には事前からできればよかったのですが、少し思いつきの部分もございまして、今後こういったものを継続的に発行することによって、きのうも松本市、出ておりましたが、50店舗とか、ああいった協力のこともありますので、商工会議所とかJ C、そういったところと今後も発行すれば御利用がいただけるかという協議も進めながら、我々もずっと継続のことも考えながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○山口恵子委員 やはりせっかく投票しましたよ、選挙に行ってきましたよという証明になりますので、これをぜひ有効的に活用していただけるように、連携が大事だと思いますので取り組みをお願いいたします。要望です。

○委員長 ほかにございますか。

○小澤彰一委員 61ページの3項のマイナンバーカードに関することですが、937万円見込んでいるということは、今後例えば国民保険だとかああいうことにひもづけされていくときに、これから発行がふえるという見込みでこれをされているという意味なのでしょうか。

○市民課長 こちらにつきましては、人口規模だとか発行件数というのがあるのですが、もとの総額を国が幾ら確保できたかによって人口規模によって各市町村に配分されて、その配分された額をJ-L I Sにそのまま支払うような形になっておりますので、当然もともとふえている増額につきましては、これから先カードの発行枚数がふえていくということで国全体の予算も上がっているために要求額も上がっていますし、交付額が増額、当然上がってきているという形になります。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○小澤彰一委員 27ページ歳入のところでもいいですか。保育料が1,191万円増額になっていきますけど、未満児保育がふえたということなんですけど、保育料無償化の関係で未満児の要求というのが上がっているのではないかなと思うのですが、このふえている実態について説明してください。

○財政課長 今おっしゃるように無償化に伴って未満児の需要が上がっているというようなことはお聞きはしておりますが、ちょっと詳細についてまでこちらでは把握できておりませんので大変申しわけございません。

○小澤彰一委員 今、女性が進出するということからすれば、例えばお医者さんとか弁護士さんとかというほかにかわることでできない人っています。教師だとか保育士さんの場合には、その免許を持っている方が代替職員として採用されるということがあっても、弁護士さんというのは簡単にかわりというのはいないわけで、医者だとか弁護士さんなど、働くためには未満児保育ってものすごく大事になってくると思うんですけど、ある教育学者の方のお話を聞いたら、3歳までは親が育てなきゃだめなんだという決めつけをされますけど、そうでない方も実際の働く現場にはいるわけで、ぜひ今後も充実させていただきたいのと、これは要望です。

○委員長 ほかにほ。

ちょっと1点お願いしますが、官民連携の関係でお話を聞いていても、申しわけないがすっきりは入ってこないんです。わからないがゆえに心配になる点もいろいろあって、きちんと詰めをしていってほしいということを要望しておきたいと思えますし、最終的には運営会社が運営していくということなのですが、運営会社を設立するのか、あるいはこの業務をいきなりやれと言ってもなかなか難しいということも考えられるので、既存のどこか運営をやられているようなところから選択するのか、その点についてお聞きします。

○地方創生推進課長 運営会社のほうでコアになるのは、当然経験のあるところを今、想定しております。そちらのほうは竹中工務店のネットワークを使って幾つか今ピックアップをかけておりまして、選定作業に少しずつ入っているところでございます。以上です。

○永田公由委員 51ページの退職手当の増の関係ですけど、6,500万円、予定より何人の方が早期というか都合で退職されるわけですか。

○総務人事課長 今回につきましては、予定外の退職者につきましては9名になっております。

○委員長 よろしいですか。ほかにほ。よろしいですか。

それでは質疑を終了し、自由討議を行います。ございますか。

○小澤彰一委員 私は、自由討議ですから賛成、反対っていうこともないんですけど、基本的には賛成の立場で申し上げたいんですけど、55ページの例の官民連携共創事業ですけど、これは篠原議員も本会議の中で持論を熱く語っていただきましたが、基本構造が複雑すぎて、一番は例えばミシュランというタイヤ会社が観光ガイドブックの中でランクづけをやっていますけれど、長野県諏訪市の小林さんという方が三つ星をとったんです。やはりオーナーシェフとしての自覚というんですか、自負というんですか、誇りというのか、そういうものがあってああいう修行をされ、そして地元フランスのパリのど真ん中で成功されるということになって、これ例えば地権者がいて途中で改修会社があって、そこから店賃を払わなければいけない運営会社があって、どうやってインセンティブを維持しながら経営されていくのかとちょっと不安になるんですけど、ぜひ運営会社の方が地元のため、あるいは自分のため、あるいは本当にこの奈良井宿を愛してリーダーシップをとってやっていただけるような形をとっていただきたい。ただ用意したからお前やれと言って、経験のある人をただ引っ張ってくるだけでは私は成功しないんじゃないだろうか。もし失敗した場合には、地元の方に利益ではなくて地元に対してものすごい傷を負わせることになる。例えば松本市内の大手の百貨店が郊外に撤退することによって松本市の市街地の中ってものすごく市場が大きく変化したって聞いているんですけど、これ本当に責任は大きいと思いますので、ぜひそういうところではただ連れてくるという、ただやってみせるというだけじゃなくて、そういう情熱を持ってやっていただくように切望いたします。意見です。

○委員長 ほかにほございますか。よろしいですか。

ほかにないようですので、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第26号令和元年度塩尻市一般会計補正予算中当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第26号中当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第27号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは続いて、また別冊になりますけれども、別冊議案第27号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を御用意いただきたいと思います。別冊補正予算書の一番頭になりますけれども、1ページをお願いいたします。国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,441万2,000円を減額し、予算の総額を69億5,283万2,000円とするものであります。

特別会計は歳入のほうから説明させていただきますので、7、8ページをお願いいたします。上の1款1項の国民健康保険税につきましては、当初の見込みよりも滞納繰越分の保険税が多く見込めるため1,670万円の増額としたものであります。

その下、3款1項1目保険給付費等交付金の減額は、外国人の被保険者資格のシステム改修に係る国からの補助が特別調整交付金から国庫補助金に変更となったため、次のページ8款1項1目の国庫補助金へ予算を組みかえ、さらに1,000円未満の端数を調整した上で組みかえたものであります。

7ページに戻りまして、5款1項1目の一般会計繰入金は697万1,000円の減額となります。こちらは1節2節にあります保険基盤安定繰入金などの額の確定によるもののほか、出産育児一時金が決算見込みにより減額となるため、全額として減額となるものであります。

その下、2項1目の基金繰入金は財政調整基金繰入金1,946万3,000円の減額で、決算見込みにより国保税が増額となることによりまして財政調整基金からの繰り入れを少なくすることができたため減額となるものであります。なお、今後決算の結果余剰金が生じた場合には、繰り越した上で基金への積み戻しをさせていただきますこととなります。

次に、歳出のほうになりますので11、12ページをお願いいたします。1款総務費の補正につきましては、制度改正に伴うシステム改修に伴う増額となるものであります。2款4項1目及び2目は、被保険者の出産数が当初見込みより少なくなる見込みのため、出産育児一時金の減額をするものであります。説明は以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。いいですか。

それでは、質疑を終了して自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 では、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第27号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第27号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第30号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○**委員長** 次に、議案第30号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** また次の別冊になりますけれども、議案第30号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。予算書の1ページ頭になりますけれども、後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,394万3,000円を増額し、予算の総額を7億9,589万5,000円とするものであります。歳入のほうから説明させていただきます。

7、8ページをお願いいたします。7ページになります。1款1項の後期高齢者医療保険料の補正は、直近の調停額をもとに決算見込みを行ったことによるものでございます。

その下、3款1項2目の保険基盤安定繰入金は、額が確定したことに伴いまして保険料軽減分の一般会計繰入金を114万3,000円増額するものとなります。

次に9、10ページ、歳出をお願いいたします。こちら2款1項1目の広域連合負担金になりますが、保険料徴収分の1,280万円の増額と保険料軽減分の114万3,000円の増額によりまして、合計1,394万3,000円の増額とするものであります。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了します。自由討議、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ありませんので、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ありませんので、議案第30号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第30号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中につきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○**委員長** 継続審査の申し出がございましたが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から御挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして大変熱心にかつ慎重に御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての案件に対しましてお認めをいただきまして大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御意見、御要望、御指摘に関しましては、今後の執行の中で十分生かしてまいりたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 以上で3月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時52分 閉会

令和2年3月6日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印